



中国での著作権侵害訴訟（第二審）における 勝訴判決のお知らせ

株式会社コーエーテクモゲームス（代表取締役社長：鯉沼久史、以下「当社」）は、中国の北京三鼎夢軟件服務有限公司（以下「3DM GAME」）による海賊版配信行為に対して著作権侵害訴訟を提起しておりましたが、今般、第一審に続き、第二審にても当方の主張が全面的に認められ、3DM GAME に約 162 万人民元（約 2,650 万円）の支払いを命じる判決（第一審判決を維持）を得られましたのでお知らせいたします。

なお、3DM GAME は最高人民法院に上告せず、損害賠償金の支払いに応じたため、当社の最終的な勝訴が確定いたしました。

1. 事件の概要

原告： 株式会社コーエーテクモゲームス
被告： 北京三鼎夢軟件服務有限公司
裁判所： 中華人民共和国 北京高級人民法院
提訴日： 2018年1月18日（同年3月20日受理）
判決日： 2018年5月15日

2. 訴訟の概要

本訴は、当社が開発し、著作権を保有するゲームソフトウェア『三國志 13』『信長の野望・創造』『信長の野望・創造 戦国立志伝』『真・三國無双 7 Empires』『戦国無双 4-II』の5製品の海賊版を自社サイト上で無断配信していた 3DM GAME に対して、当社から配信の停止を求める再三の警告をしておりましたが、3DM GAME が当社警告を無視して配信を継続したため、やむを得ず、2016年5月26日付（5月31日受理）にて、著作権侵害を理由として配信の差止めならびに損害賠償の支払いを求める民事訴訟を北京知的産権法院に提訴したものです。

3. 判決の要旨

- (1) 3DM GAME は対象 5 製品についてネットワーク配信行為を直ちに停止すること
- (2) 『三國志 13』の著作権侵害に関して 3DM GAME は当社に 50 万人民元を支払うこと
- (3) その他 4 製品の著作権侵害に関して 3DM GAME は当社にそれぞれ 20 万人民元（計 80 万人民元）を支払うこと
- (4) その他弁護士費用及び公証費用等として 3DM GAME は当社に約 32 万人民元を支払うこと

第一審判決、第二審判決ともに、当社の主張が全面的に支持された結果と判断しております。

特に、『三國志 13』については、1985 年の第 1 作の発売から 30 年以上にわたりシリーズ製品が発売され、一定の知名度及び人気度を有することを裁判所が加味すると共に、3DM GAME の海賊版配信の悪質性が明確であることから、裁判所の裁量上限である 50 万人民元の賠償額が認定されました。

当社では、今後も、国内・海外を問わず、著作権及び商標権等の知的財産権の侵害行為に対して引き続き厳格に対応すると同時に、多くのユーザーの皆様にご満足いただけるゲームを開発及び提供できるように努力してまいります。

以上

この記事作成に関するお問い合わせ先
株式会社コーエーテックモホールディングス 管理本部
TEL：045-562-8111
会社情報ホームページ <https://www.koeitecmo.co.jp/>